

一般社団法人日本うつ病リワーク協会
スタッフ認定制度規則施行細則

第1章 施行細則の趣旨

第1条 一般社団法人日本うつ病リワーク協会スタッフ認定制度規則（以下、規則）の施行にあたり、規則に定められた以外の事項については、この細則の定めるところによる。

第2章 事務局と委員会

（研修委員会委員、事務局）

第2条 スタッフ認定制度に関わる研修委員会の委員の構成は、一般社団法人日本うつ病リワーク協会委員会規程（以下、規程）第5条に定める通りとし、事務局は一般社団法人日本うつ病リワーク協会（以下、当協会）内に置く。

（研修委員会の業務）

第3条 研修委員会は、スタッフ認定制度の統括機関であり、規則第24条に定める業務を行う。

第3章 スタッフの認定

（認定資格要件）

第4条 当協会は、次の要件(1)～(3)を満たすものを『リワーク認定スタッフ』、(1)～(5)を満たすものを『リワーク専門スタッフ』、(1)～(6)を満たすものを『リワーク指導スタッフ』として認定する。

(1) 次の国家資格（厚生労働省所轄、医療系）を有し、認定申請時に当協会会員（施設会員または個人会員）であるもの。医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師（本制度施行開始から5年間は臨床心理士も可）。

(2) 常勤または週4日以上のリワークプログラム専従勤務経験が通算1年以上あること。但し、週3日勤務の場合は、リワークプログラム専従勤務経験が通算2年以上あることを要件とする。専従勤務経験の証明は、実務経験証明書（様式3-1または様式3-2）による。但し、実務経験証明書を発行できるのは、当協会施設会員である医療機関の施設長に限る。

(3) 当協会研修委員会が開催する研修会（基礎および専門）を受講し、専門コース受講時に渡される修了証を取得していること。尚、うつ病リワーク研究会時に実施した研修会のうち基礎コース、実践コース、開設者・管理監督者向けコースは、協会開催研修会の基礎コースと同様の受講歴として扱い、専門コースは、協会開催研修会の専門コースと同様の受講歴

として扱う。

(4) 当協会研修委員会が定める実地研修を受け、実地研修終了後に与えられた課題についてのレポート提出していること。

(5) 頭記(1)～(4)の要件を満たしたうえ、研修委員会による総合評価で審査に合格したものの。

(6) リワーク専門スタッフのうち、次の項目について個別指導と審査を行い、修了したものを「リワーク指導スタッフ」と認める。

総論（ガイダンスの内容など）。各論1（プログラムの見せ方：実地研修受入施設登録時に事務局へ提出されたプログラム表を確認しながら、プログラム時に受講者がどの程度利用者に関わるか、プログラムに参加するか、などを確認、記録を取り、更新時に活用する）。

各論2（研修委員会からケースを提示して、自施設での介入方法、受講者への説明の仕方、内容を確認）。実施機会は年次大会の際に行うものとする。

（認定申請手続きと費用）

第5条 「リワーク認定スタッフ」を申請する際は、「スタッフ認定・更新制度申請書（様式1）」「実務経験証明書（様式3-1または様式3-2）」「資格免許の写し」「研修会受講修了証等の写し」を当協会事務局に送付すること。

2 「リワーク専門スタッフ」を申請する際は、「スタッフ認定・更新制度申請書（様式1）」「リワーク認定スタッフの証の写し」「研修ファイル（受講した研修に関し受講証明印が押印されているもの）」「課題レポート」を当協会事務局に送付すること。

3 「リワーク指導スタッフ」を申請する際は、「スタッフ認定・更新制度申請書（様式1）」「リワーク専門スタッフの証の写し」「研修ファイル（受講した研修に関し受講証明印が押印されているもの）」を当協会事務局に送付する。

4 第1項から第3項の申請が行われたとき、当協会研修委員会は認定可否の審査を行い、認定が認められれば、事務局は「研修ファイル」に各認定資格のNoを記載し、認定資格を証明する証と共に申請者へ返送する。

5 「リワーク認定スタッフ」「リワーク専門スタッフ」「リワーク指導スタッフ」のいずれの認定申請にあたって、申請料は別途発生しない。

（実地研修）

第6条 規則第27条(4)に規定する実地研修の概要は、資料1の通りとする。

第4章 実地研修施設

（実地研修施設の認定基準）

第7条 規則第31条に規定する基準は、次の通りとする。

- (1) 日本うつ病リワーク協会が定める施設認定を受けている。
- (2) 当該施設に日本うつ病リワーク協会が認定するリワーク指導スタッフが1名以上いる。

(実地研修施設の認定基準の見直し)

第8条 前条に定める基準は、5年を目処に見直すこととする。

(実地研修施設の委嘱)

第9条 細則第7条に規定する認定基準を満たしている施設へは、当協会からその旨を伝達する。そのうえで当該施設が実地研修施設となることを受け入れる場合は、様式2-1及び様式2-2で施設情報を事務局へ届け出れば、当協会は当該施設を実地研修施設として認定委嘱する。

(実地研修施設の認定委嘱費用)

第10条 前条による実地研修受入施設の認定委嘱に係る費用は、発生しない。

(実地研修施設の施設情報等の変更届出)

第11条 実地研修施設は、細則第9条により届け出をした事項に変更があったときは、速やかに当協会事務局に届け出なければならない。

2 本条第1項の変更により実地研修施設の基準を満たさなくなる場合には、当該施設は直ちに当協会事務局に書面により届出なければならない。

3 本条第2項の場合において、当該施設は、当該施設に現に所属する実地研修受講者をほかの研修施設にあっせんする等、当該受講者の規則第27条(4)に定める資格要件に支障が生じないための適切な措置を直ちに講じなければならない。

(実地研修施設の認定委嘱期間)

第12条 実地研修施設の認定委嘱期間は、細則第7条の基準を満たす限り継続するものとし、更新申請等の手続きは要さない。

(実地研修施設の認定委嘱の取り消し)

第13条 実地研修施設として認定された施設が以下の各項のいずれかに該当する場合は、実地研修施設の認定委嘱を取り消す。

- (1) 実地研修施設として辞退を申し出たとき
- (2) 実地研修施設の認定条件を満たさなくなったとき
- (3) 申請または報告の内容に虚偽があったとき
- (4) 医療上の違反行為があり、重大な司法処分、行政処分を受けたとき(上記処分の終了か

ら2年を経過しないものは研修施設として申請できない。)

(5) 更新申請受付期間内に所定の書類を提出しなかった場合

(6) その他、当協会研修委員会が研修施設として相応しくないと判断したとき

第6章 スタッフ認定資格の更新

(スタッフ認定の更新の申請書類の提出義務)

第14条 『リワーク認定スタッフ』の資格更新を申請しようとするものは、様式1の書類及び証明書等(年次大会参加証など)の写しを所定の期日までに当協会事務局に提出しなければならない。

2 『リワーク専門スタッフ』の資格更新を申請しようとするものは、様式1の書類、研修ファイル及び証明書等(年次大会参加証など)の写しを所定の期日までに当協会事務局に提出しなければならない。

3 『リワーク指導スタッフ』の資格更新を申請しようとするものは、様式1、様式9の書類、研修ファイル及び証明書等(年次大会参加証など)の写しを所定の期日までに当協会事務局に提出しなければならない。

(スタッフ認定の更新の要件)

第15条 スタッフ認定の更新要件は、以下の通り単位制とする。

(1) リワーク認定スタッフを更新する際は、認定委嘱中の3年間で6単位以上を取得する必要がある、証明書等(年次大会参加証など)の写しによってその旨を示さなければならない。更新料は別途定める。

(2) リワーク専門スタッフを更新する際は、認定委嘱中の5年間で6単位以上を取得する必要がある、証明書等(年次大会参加証など)の写しによってその旨を示さなければならない。更新料は別途定める。

(3) リワーク指導スタッフを更新する際は、認定委嘱中の5年間で6単位以上を取得する必要がある、証明書等(年次大会参加証など)の写しによってその旨を示さなければならない。さらに、様式7により5年間で実地研修者を1名以上受け入れた実績を示さなければならない。更新料は別途定める。

2 第1項について取得できる単位数は、「当協会研修会基礎コース受講=1単位」、「当協会研修会専門コース受講=3単位」、「当協会年次大会参加=3単位」、「当協会年次大会での演題発表(口頭発表は発表者にのみポイント付与、ポスター発表は第1、第2筆者までに単位付与)=2単位」、「当協会誌掲載(原著。第1、第2筆者までポイント付与)=3単位」とする。

3 認定更新をしなかったときはその時点で資格は失効となるが、その後に第1項に定める更新条件を満たし更新申請をして認められれば、改めて認定が委嘱される。

第7章 補則

(施行細則の変更)

第16条 この細則の変更は研修委員会の審議および理事会の承認を経なければならない。

(秘密の保持)

第17条 スタッフ認定制度の運営に携わるものは、業務上知り得た一切の情報に関して漏示してはならない。

(異議申し立て)

第18条 規則およびこの施行細則にもとづく各認定審査の結果に対して異議ある場合は、書面をもって研修委員会委員長あてに申し立てをすることができる。

(虚偽の記載に対する罰則)

第19条 申請書等に虚偽の記載があったときは、認定に至らないのみでなく、以後申請の資格を失う。

(既納の申請料、審査料、認定料の返却)

第20条 既に納入した各種申請料、審査料、認定料等の諸費用は返却しない。

附則

第1条 この施行細則は2019年4月1日から施行する。

第2条 2020年3月31日までは過渡的措置として、当協会が行う研修会（基礎コースまたは専門コース）の講師経験者を「リワーク認定スタッフ」の認定を申請する資格を有する。

2 また、2020年3月31日までは過渡的措置として、当協会が行う研修会（基礎コースまたは専門コース）の講師経験者で実地研修を修了したものを「リワーク専門スタッフ」または「リワーク指導スタッフ」の認定を申請する資格を有する。

3 本条の第1項、第2項及び第3項に該当する会員は、認定を希望する場合は自ら認定申請の手続きを行うものとする。認定が受理された場合、当協会は速やかに該当者へそれぞれの証を郵送するとともに、当協会ホームページ上に名前を記載する。

4 但し、本条第1項、第2項及び第3項に該当するもので、「スタッフ認定を受け入れない」または「ホームページ上への掲載を希望しない」ものへは、その旨の申し出があれば、希望通りに対応する。

第3条 本制度施行開始となる2019年4月1日時点で実地研修施設と認められる医療機関は、本附則第2条の過渡的措置によりリワーク指導スタッフがリワーク専従常勤スタッフとして所属する次の3施設とする。メディカルケア虎ノ門、品川駅前メンタルクリニック、京都駅前メンタルクリニック。

2 2019年7月1日時点で本附則第2条の過渡的措置によりリワーク指導スタッフがリワーク専従常勤スタッフとして所属する次の3施設を、実地研修施設として追加する。さっぽろ駅前クリニック、不知火病院、心の風クリニック。

3 2019年10月1日時点で本附則第2条の過渡的措置によりリワーク指導スタッフがリワーク専従常勤スタッフとして所属する次の1施設を、実地研修施設として追加する。NTT 東日本関東病院。